

林業・木材産業用燃油価格高騰対策支援金のご案内

燃油価格高騰に伴う林業者等の負担を軽減するため、燃料費の価格差に対して支援します。

1 事業の概要

(1) 支援内容

木材生産及び木材乾燥のために使用する燃油価格が基準価格を超えた場合に、その差額の1/2以内を助成

(2) 支援対象（ア、イ、ウ、エのいずれかに該当）

ア 林業経営体※1のうち県認定事業主※2が、木材生産のために使用する軽油
イ 原木市場において木材の仕分け等のために使用する軽油及びA重油

ウ 乾燥施設を有する木材加工業者が、木材乾燥のために使用するA重油及び灯油

エ きのこ生産者が、加温、殺菌、乾燥等のために使用するA重油及び灯油

※1 林業経営体：森林組合・会社・個人経営等の組織形態を問わず、林業生産活動を行っている経営体

※2 認定事業主：「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき県が認定した林業経営体

(3) 支援金額

(当該月燃油平均価格－基準価格) ※1 × 当該月燃油購入数量 × 1/2 以内

※1 資源エネルギー庁が毎月公表する石油製品価格調査により県が算定します。

※ 支援金は、予算の範囲内で交付します。

(4) 対象期間

令和5年10月～令和6年3月

(令和5年10月1日から令和6年3月10日までに購入・納品された燃油が対象です)

2 事業の流れ（予定）

時期	内容
令和6年1月	支援金申込み受付開始
令和6年3月以降	補助金交付申請書及び実績報告書提出（3月15日まで）、支払い

3 必要な書類

(1) 申込書（事業計画書等）

(2) 交付申請書及び実績報告書

納入日、数量、油種、販売者、購入者がわかる領収書の写しを添付していただきます。

(3) その他（別途依頼することがあります）

4 問い合わせ先

愛知県農林基盤局林務部林務課 普及グループ 三木（きのこ生産者）

あいちの木活用推進室 生産・流通グループ 池田、丸山

（認定事業主、木材加工業者）

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6407（ダイヤルイン） 内線3750

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rinmu/nyenyukoutou.html>